

規制法令		旅館業法（保健所長許可） 施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業			住宅宿泊事業法 （知事等への届出）
許可区分		旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	下宿営業	民泊
営業や宿泊単位の制限		営業日数、宿泊単位の制限なし			1ヶ月単位 上限180日
申請手数料		24,900円	21,100円	21,100円	無料・届出のみ
客室数		1室～	多数人で共用する構造及び 設備を主とする施設	1室～	<p>詳細は下記にお問い合わせください。</p> <p>北海道経済部観光局 観光振興課民泊係（電話） 011-206-6597</p>
主たる客室の構造	客室面積 寝具等	ベッド有 → 9㎡以上※ （※内寸にて計測）	客室の延床面積は、33㎡以上 宿泊定員を10人未満とする場合には、1人 あたり3.3㎡以上とする	賃貸契約等、住居の 本拠とする場合は旅 館業法による下宿営 業には該当しない	
		ベッド無 → 7㎡以上※ （※内寸にて計測）	階層式寝台（2段ベッド等） 上段と下段の間隔は1m以上		
構造の注意	窓のない客室は設けないこと。 前面に空き地等があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室は地階を設けないこと。 客室の外部から客室の内部を監視し、又はのぞくことができる設備（換気又は採光のための窓その他の設備を除く。）が設けられていないこと。				
玄関帳場 フロント reception	<p>宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場又はフロントを設置すること。</p> <p>※次の要件を全て満たす場合は設置不要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事故やその他の緊急における迅速な対応が可能（概ね10分程度）</li> <li>②宿泊者名簿の正確な記載※及び宿泊者との間の鍵の適切な受渡しを可能とする設備を有すること。</li> <li>③ビデオカメラ等を設置し宿泊者の本人確認と出入りを常時鮮明な画像で確認可能。</li> </ul> <p>※日本に居住しない外国人にあってはパスポートの確認が必要</p>	<p>玄関帳場もしくはフロントを設けることが望ましい。</p> <p>※次の要件を全て満たす場合は設置不要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事故やその他の緊急における迅速な対応が可能（概ね10分程度）</li> <li>②宿泊者名簿の正確な記載※及び宿泊者との間の鍵の適切な受渡しを可能とする設備を有すること。</li> </ul> <p>※日本に居住しない外国人にあってはパスポートの確認が必要</p>	旅館・ホテル営業の基準に準じて設けることが望ましい。		

規制法令	旅館業法（保健所長許可） 施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業			住宅宿泊事業法 （知事等への届出）
許可区分	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	下宿営業	民泊
入浴設備等 （シャワーのみも可）	宿泊者の需要を満たす適当な規模の入浴設備を有すること。近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認める場合は必ずしも必要ではない。  共同浴室を設ける場合は原則として男女別とすること。			
洗面設備・給水	宿泊者の需要を満たす適当な規模の洗面設備を有すること。給水設備には飲料水を供給すること。			
暖房設備	施設の規模に応じた暖房設備を有すること。			
換気設備等	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。			
トイレ	適当な数の便所を有すること。  共同：男子用及び女子用の区分があること	旅館・ホテル営業の基準に準じて設けることが望ましい。	旅館・ホテル営業の基準に準じて設けること。	
調理室	当該施設に近接して飲食店がある等飲食に支障を来さないと認められる場合を除き、適当な規模の調理室を有すること。			
寝具保管設備	客室の定員数以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。			
施設の形態等	施設と附属する工作物の外壁又は屋根は、その形態、意匠等が善良の風俗を害するものでないこと。			
遮蔽設備等	施設が学校等の周囲おおむね100mの区域内にある場合は、学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とすことをささげることができる設備を有すること。			
建築基準法	合致していること。床面積200㎡以上→建物の用途：ホテル・旅館		下宿・寄宿舎	
消防法令の適合	適合していること。			